都市計画の変更について

■ はじめにp1	
1 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区 の変更p2)
2 陸前高田都市計画下水道の変更p3	
3 縦覧及び意見書受付p6	

平成29年3月



■ はじめに

(1) 本日の説明の概要

先に説明した高田地区・今泉地区の土地区画整理事業の進展にあわせ、下記の都市計画の変更案についてご説明します。

- ① 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)
- ② 陸前高田都市計画下水道

(2) 都市計画の経緯

- ① 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)
- 平成26年5月20日 都市計画決定
- 平成27年3月23日 変更(第1回)
- 平成28年9月30日 変更(第2回)

② 陸前高田都市計画下水道

- 平成4年12月18日 都市計画決定
- 平成11年9月9日 変更(第1回)
- 平成18年3月7日 変更(第2回)

1 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区) の変更

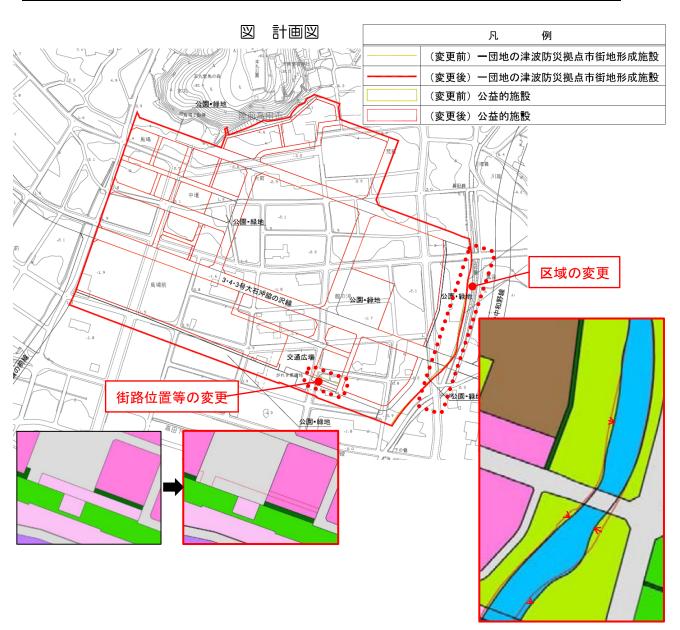
(1) 変更の目的

市では、中心市街地の早期整備を図るため、「高田地区被災市街地復興土地区画整理事業」とあわせて、「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)」の都市計画決定を行っています。

今回、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更にあわせ、一部の区域や街路の位置等を変更するものです。

(2) 変更の内容

	現計画	変更案	
面積	約 22.8ha	約 22.9ha	
	公益的施設(商業地等)約 14.6ha	公益的施設(商業地等)約 14.6ha	
	公共施設(道路等)約 8.2ha	公共施設(道路等)約8.3ha	



2 陸前高田都市計画下水道の変更

(1) 都市計画下水道とは

都市計画法に基づく都市施設として定められた下水道のことです。 今回計画を変更する事項は、排水区域と主要な下水道施設(処理場・ポンプ場) です。

(2) 変更の目的

用途地域指定区域の変更及び高田地区・今泉地区土地区画整理事業等による下水 道計画が定まったことから、現計画を変更しようとするものです。

(3) 変更の概要

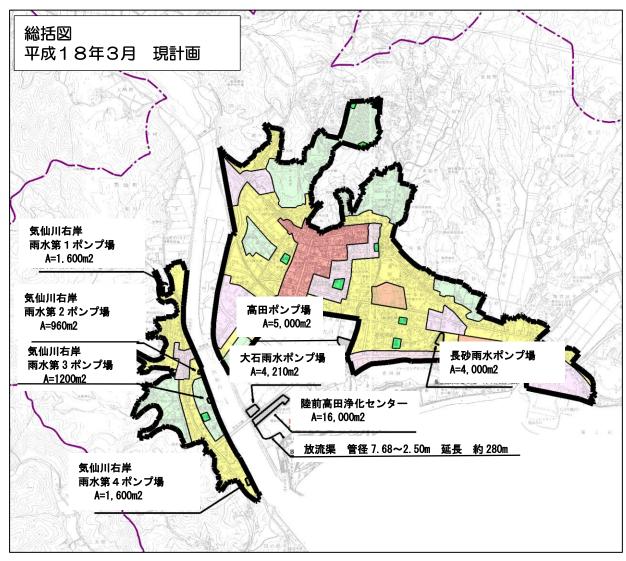
- ① 排水区域を新たな用途地域指定区域に合わせ、現計画の排水区域面積 287ha を 232ha に変更します。
- ② 土地のかさ上げ等に伴い、設置計画があった雨水ポンプ場7箇所のうち、6箇所の施設を廃止します。
- ③ 高田ポンプ場は、汚水と雨水を排水する計画でしたが、雨水のみを排水する計画に変更します。
- ④ 陸前高田浄化センターの放流施設の位置、断面及び延長を変更します。

(4) 変更の内容

区分	現計画	変更案		
排水区域	用途地域指定区域面積287ha	用途地域指定区域面積232ha		
ポンプ場	大石雨水ポンプ場 陸前高田市気仙町字木場	廃止		
ポンプ場	長砂雨水ポンプ場 陸前高田市高田町字本宿	廃止		
ポンプ場	気仙右岸雨水第1ポンプ場 陸前高田市気仙町字中井	廃止		
ポンプ場	気仙右岸雨水第2ポンプ場 陸前高田市気仙町字的場	廃止		
ポンプ場	気仙右岸雨水第3ポンプ場 陸前高田市気仙町字的場	廃止		
ポンプ場	気仙右岸雨水第4ポンプ場 陸前高田市気仙町字川口及び字小渕	廃止		
ポンプ場	高田ポンプ場(汚水・雨水)	高田ポンプ場(雨水)		
処理場	陸前高田浄化センター 放流渠 管径 7.68m~2.5m 延長 280m	陸前高田浄化センター 放流渠 管径 1.3m 延長 300m		

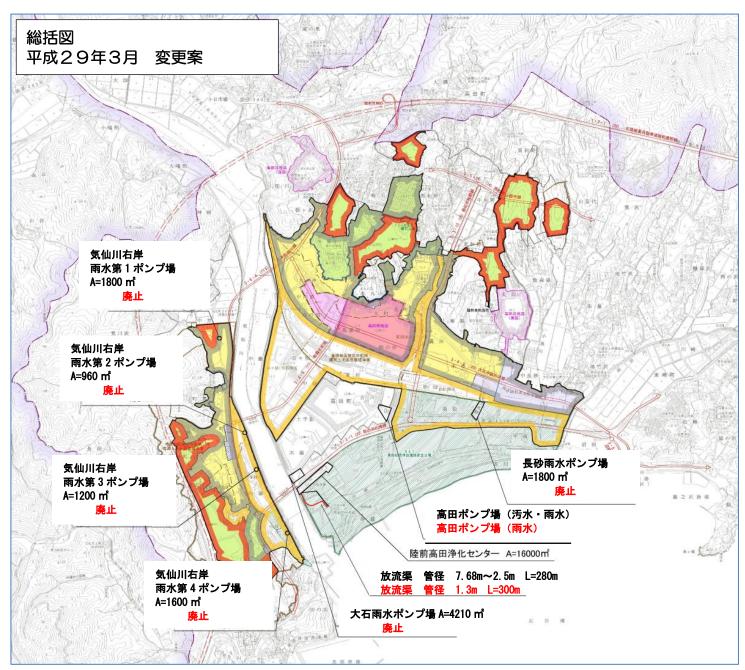
「区域は総括図に表示のとおり」

【都市計画下水道の現計画】



凡 例 ■■■ 既決定区域

【都市計画下水道の変更案】



凡	例	
既決定	区域	
今回決	定区均	或(追加)
今回決	定区均	或(削除)

3 縦覧及び意見書受付

1、2で説明した内容について、次のとおり都市計画案等の縦覧と意見書の受付を行います。都市計画案等について意見のある市民及び利害関係者は、意見書受付期間内に、 陸前高田市長に対して意見書を提出できます。

(1) 縦覧期間、意見書受付期間

案 件	期間	
① 一団地の津波防災拠点	●縦覧·意見書受付	
市街地形成施設(高田南地区) 平成29年3月27日(月)~4月10日(
② 陸前高田都市計画下水道	●時間 午前8時30分~午後5時15分	

(2) 縦覧場所

市役所3号棟1階第2会議室

(3) 意見書提出先

市役所3号棟1階 建設部都市計画課 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 電話 0192-54-2111 (内線302)

(4) 意見書提出方法

上記提出先へ持参又は郵送で提出して下さい(各意見書受付期間の末日の消印有効)。 様式は任意ですが、「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名、電話番号を記入して下 さい。提出された意見は、意見の要旨を陸前高田市都市計画審議会に提出します。個別 には回答しませんので、ご了承願います。

【お問合せ先】

陸前高田市建設部都市計画課

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5

TEL 0192-54-2111(代表) 内線302(高田南地区)

内線301(下水道)